

令和7年4月からプラスチック資源の出し方が変わります。

これまでは、一部金属が含まれたプラスチック資源も回収しておりましたが、出し方を分かりやすくするために『**プラスチック素材100%**』に限定します。

プラスチック製品（プラスチック素材100%のもの）



文房具・ネジなどの金属部分がないおもちゃなど

風呂・台所用品など



プラスチック製容器包装類（のマークがあるもの）



 **まとめてリサイクル資源袋に入れてください**



ネジやバネなどの金属があるもの

製品の一部分にネジやバネなどの金属が使われているものは出せなくなります。収集時の火災事故の原因や処理の支障となるため、プラスチック資源に入れないようにご協力をお願いします。

詳しくは裏面へ



ライター・刃物など



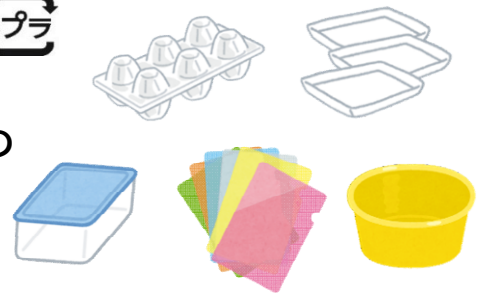
充電電池を内蔵した機器など



ゴム・シリコンなど

プラスチック資源として回収できるもの

- ・商品、製品の包装または容器となっているもの 
(卵パック、シャンプーボトル、食品トレイなど)
- ・製品そのものがプラスチック素材でできているもの
(洗面器、タッパー、クリアファイルなど)
- ・一辺の長さが50cm未満のもの
(切断等を行い、50cm未満にすれば可)



プラスチック資源として回収できないもの

- ・プラスチック素材ではないもの (ゴム・シリコン製のものなど)
- ・プラスチック素材以外のものが使われているもの (洗濯ばさみなど)
- ・一辺の長さが50cm以上のもの (衣装ケースなど)
- ・刃物などの鋭利なもの (はさみ、カッターなど)
- ・電池、電気で動くもの (ハンディファン、リモコンなど)
- ・火災の恐れがあるもの (ライター、モバイルバッテリーなど)



出し方のポイント

- ①一辺の長さが50cm以上のものは粗大ごみになります。
- ②プラスチック以外の素材が使われているものはプラスチック資源に出すことができません。
- ③製品の一部にネジやバネなどの金属が使用されている製品や電池、電気で動くものは複合素材製品類になります。
- ④電池を取り外せないものや刃物は有害・危険ごみになります。
- ⑤汚れが落ちないものはもえるごみになります。
- ⑥プラスチック素材100%でできたものは、まとめて同じリサイクル資源袋に入れて集積所に出してください。

詳しくはホームページ、家庭ごみの出し方・分け方早見表等をご覧ください。